

奈良県聴覚障害者協会「聴覚障害者福祉施策に関する公開質問状」への回答

1. 手話言語条例の制定について

奈良県では2014年6月、県議会で「手話言語法の制定を求める意見書」を採択しました。本年3月大和郡山市議会で県下初の「大和郡山市手話に関する基本条例」が可決されました。障害者の人権が認められた画期的なできごとです。この流れの竿を指して、全市町村で条例制定ができることを望んでいます。

2. 奈良県の就職事情

職場で一番問題になるのが電話です。難聴者用の電話があれば助かります。電話コミュニケーションが困難な利用者のためにオペレーターが介在して即時双方向の会話を文字などでリレーするサービスが実現すれば、聴覚障害者の困難が緩和されます。手話や指点字通訳者の派遣、要約筆記などの導入により就労者を増やすことができます。

3. 手話通訳者の働く場の確保

手話通訳者は、聴覚障害者の福祉向上にはなくてはならない存在です。しかし、手話通訳士の資格を活かし仕事についている人は約4割です。手話通訳士は、高度な技術をもった専門職です。それに見合った身分を保証し、労働者性を確保することが大切です。

4. 高齢聴覚障害者の支援

高齢聴覚障害者の多くは意思の表し方、意思の決定など、医師祖夕を凶るのに苦労しています。時には尊厳を傷つけられてしまうこともあり、家族や社会からも孤立しがちです。多様なコミュニケーションツールのうち、当事者の希望にそったサービスもほとんどありません。こうした状況から要介護1・2と認定された高齢聴覚者については特段の配慮が必要です。

5. その他

聴覚障害者や関係団体のこれまでの要求である聴覚障害者の生活に関わる情報へのアクセスやコミュニケーションを権利として保障し、あらゆるバリアをなくすこと、通訳・介助支援を全国一律の仕組みとして地域格差を解消することに頑張ります。

6. 回答者氏名 日本共産党 今井光子

以上